

開発行為等指導要綱及び同要綱細則における主な変更点

1. 開発行為等指導要綱の変更点【令和7年4月1日施行】

項目	変更・追加の概要
全体の変更	文言の見直し
第11条 排水処理	接続時の管径の大きさを指定 原則Φ100以下 道路占用時における遵守事項を追加
第12条 河川・水路	道路管理者への協議事項を追加
第14条 上水道	久喜市水道給水装置規定に基づき施工することを追加
第16条 ごみ集積所	ごみ集積所の帰属時における地目を指定（雑種地）
第20条 工作物等の設置	設計者に設置する工作物の安全性を確認することを求める旨を追加
第23条 駐車場及び駐輪場	開発区域外に駐車場を確保する場合、申請時に必要書類（案内図、配置図）を添付することを追加 串刺し駐車及びハーモニカ駐車を原則禁止する旨を追加
第24条 消防及び保安施設	開発者は、交通安全施設の整備促進に努める旨を追加
第25条 農地	隣地農地の保護について追加

2. 開発行為等指導要綱細則の変更点【令和7年4月1日施行】

項目	変更・追加の概要
全体の変更	文言の見直し
第5条 環境基準等	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出について追加
第7条 別表第3 雨水流出抑制施設の設計基準	基準の変更 「中川・綾瀬川流域整備計画」 →「特定都市河川浸水被害対策法に基づく中川・綾瀬川流域水害対策計画」

3. 開発行為等指導要綱細則の変更【令和7年7月1日施行】

第7条 別表第3 雨水流出抑制施設の設計基準	対策基準量の変更 (変更内容は裏面のとおりに)
---------------------------	----------------------------

第7条 別表第3

雨水流出抑制施設的设计基準 対策基準量の変更

開発面積	対策基準
0.05ha 以上 1.0ha 未満	500 t / ha
1.0ha 以上	700 t / ha + 湛水量

※ただし、開発面積 1ha 未満の場合は、以下により算出することができる。

$$Q \text{ (処理すべき雨水量 (m}^3\text{))} = C \times I \times A \times T$$

C : 流出係数

開発区域内の土地利用形態	流出係数
屋根	0.9
アスファルト舗装	0.8
透水性舗装	0.5
間地	0.3
緑地	0.2

I : 時間雨量 0.05 (m/hr)

A : 開発区域の土地利用形態別の各面積 (m²)

T : 時間 1 (hr)

→ ※自己居住用の専用住宅を目的とした開発行為等は、以下により算出することができる。